

2023年4月3日

会社法第801条第1項に基づく  
吸収合併存続会社の事後備置書類

【 TC ビジネスサービス株式会社および  
TC ビジネス・エキスパーツ株式会社との  
吸 収 合 併 に つ い て 】

東京センチュリー株式会社  
代表取締役社長 馬場 高一

会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の規定に基づく  
吸収合併により承継した権利義務その他法務省令で定める事項

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）  
2023 年 4 月 1 日
2. TC ビジネスサービス株式会社（以下「TCBS」）における手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）  
TCBS は、2023 年 2 月 17 日付け官報に合併公告を掲載し、かつ知れたる債権者に個別に催告しましたが、所定の期限内に異議を述べた債権者はありませんでした。  
また、TCBS について、吸収合併をやめることの請求、反対株主の株式買取り請求および新株予約権買取り請求に関し、該当する手続きはありません。
3. TC ビジネス・エキスパーツ株式会社（以下「TCBE」）における手続きの経過  
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）  
TCBE は、2023 年 2 月 17 日付け官報に合併公告を掲載いたしました。なお、TCBE には個別に催告すべき知れたる債権者はありません。  
また、TCBE について、吸収合併をやめることの請求、反対株主の株式買取り請求および新株予約権買取り請求に関し、該当する手続きはありません。
4. 当社における手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）  
当社は、2023 年 2 月 17 日付け官報に合併公告を掲載し、また 2023 年 2 月 17 日から 2023 年 3 月 31 日までの間継続して電子公告を行いました。また、所定の期限内に異議を述べた債権者はありませんでした。また、所定の期限内に反対することを通知した株主はありませんでした。  
なお、当社について、吸収合併をやめることの請求および反対株主の株式買取り請求に関し、該当する手続きはありません。
5. TCBS 及び TCBE から承継した重要な権利義務に関する事項  
（会社法施行規則第 200 条第 4 号）  
本合併により、当社は、TCBS 及び TCBE から両社の 2023 年 3 月 31 日現在の権利義務すべてを承継いたしました。  
TCBS から承継した資産の合計額は概算で 122 百万円、負債の合計額は概算で 42 百万円です。また、TCBE から承継した資産の合計額は概算で 61 百万円、負債の合計額は概算で 38 百万円です。なお、TCBS 及び TCBE の従業員はすべて当社からの出向者であることから、承継した雇用契約はありません。
5. TCBS 及び TCBE の事前備置書類（会社法施行規則第 200 条第 5 号）  
添付のとおりです。

6. 吸収合併による変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2023 年 4 月 3 日

7. その他合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、TCBS 及び TCBE の発行済株式の総数を保有していることから、この合併に際して株式その他の対価は交付しておらず、資本金および資本準備金の額の増加はありません。また、この合併により当社が承継した自己株式はありません。

以 上

別添資料：

TC ビジネスサービス株式会社事前備置書類

TC ビジネス・エキスパーツ株式会社事前備置書類